

日輪保育園について

資料 3 - 1 記載内容以降の対応

令和5年

- 2月 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（2/10）及び子ども・子育て会議（2/27）において、
資料 3 - 1 を報告。
- 3月 訪問のうえ状況確認（3/29）
・理事長に再開計画書（職員体制、施設整備等）の提出を求める。（4/28 期限）
一般監査等の実施予告について通知をする。（3/29）
- 4月 再開計画書を受け取る。（4/28）
・再開が決まれば保育士の募集等を行い、再開後に順次設備等の修理を実施する等の報告あり。
- 5月 実地指導監査を実施する。（5/12）
・理事長に再開に向けては、建物や給食設備の改善及び職員採用の手立て等を講じる必要がある旨を指導する。
指導監査結果及び再開計画書の提出についての通知をする。（5/16）
・4/28 の回答内容よりも、具体的な再開計画書の提出を求める。（6/12 期限）
- 6月 再開計画に関する報告を受け取る。（6/21）
・園長・保育士の確保、再開後の修理の予算等については理事会に諮り、計画するとの報告あり。
再開計画書の提出についての通知をする。（6/23）
・6/21 の回答内容よりも、具体的な再開計画書の提出を求める。（7/21 期限）
- 7月 再開計画に関する報告を受け取る。（7/27）
・6/30 の理事会において、①資金の用途が立たない②再開後に入園する園児数の見通しが立たないとの判断に至った等の報告あり。
再開計画書の提出等について連絡する。（7/31）
・6/30 開催の理事会議事録及びより具体的な再開計画書の提出を求める。
- 8月 (1)再開計画書の提出等について通知する。（8/31）
・改めて 6/30 開催の理事会議事録及びより具体的な再開計画書の提出を求める。（10/2 期限）
・再開計画書の内容がこれまでと同様に不十分であった場合は、廃止等承認申請書の提出依頼を行うことを伝える。
(2)指導監査結果の改善について通知する。（8/31）
・5/12 実施の指導監査結果について改善結果等の提出を求める。（10/2 期限）
- 10月 再開計画についての報告を受け取る。（10/6）
・「様々な問題を慎重に検討を続け結論を急ぐべきでない旨の意見に集約された」、
「今後も継続して慎重に付属日輪保育園の再開計画について検討を続ける」との報告あり。
再開計画書の提出等について連絡する。（10/26）
・8/31 に送付した再開計画書の提出等及び指導監査結果の改善についての通知を再送し、改めてこれらの提出を求める。

- 11月 (1)理事会議事録の提出等について通知する。(理事長面談) (11/27)
- ・改めて 6/30 開催の理事会議事録を至急提出するよう求める。
 - ・10/6 の再開計画書からは具体的な再開の目途がつかないと判断していると思われるため、保育所の休止申請を検討するよう求める。
 - ・理事長から早急に対応したいとの発言あり。
- (2)指導監査結果の改善報告について通知する。(理事長面談) (11/27)
- ・改めて 5/12 実施の指導監査結果について改善結果等の提出を求める。
- 12月 (1)理事会議事録の提出等について(理事長面談) (12/27)
- ・改めて 6/30 開催の理事会議事録を至急提出するよう求める。
 - ・11/27 の通知を踏まえ、具体的な再開の時期の目途がつかないのであれば、保育所の休止申請を提出するよう伝える。(1/29 期限)
 - ・理事長から理事会に諮りたいとの発言あり。
- (2)指導監査結果の改善報告について(理事長面談) (12/27)
- ・改めて 5/12 実施の指導監査結果について改善結果等の提出を求める。(1/29 期限)

令和6年

- 1月 (1)保育所の休止申請及び理事会議事録の提出等について(理事長面談) (1/29)
- ・保育所の休止申請(1/29 付)及び 6/30 開催の理事会議事録の提出あり。
- (2)指導監査結果の改善報告について(理事長面談) (1/29)
- ・改善報告等の提出あり。